機能ＩＤ	項番	枝番	機能名称	機能要件	実装区分	適合基準日
0150352	4.2.1.	1	収納管理システムとの連携	収納管理システムから、以下の情報を連携できること。 ＜収納管理システムから連携される情報＞ ・収納管理システムの異動情報（調定情報／納付情報／延滞金等） ・督促発付履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴（固定資産税共有者分含む） ・宛名情報（納税管理人・口座情報・送付先情報・電話番号） ・延滞金情報 ・仮消込情報 滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 ＜収納管理システムに連携する情報＞ ・充配当データ（充当額・充当先の税データ（税目・期別・金額等）等） ・異動情報（処分情報・滞納処分の停止情報・猶予情報・不納欠損情報・減免情報等） ・滞納管理システムで変更した納期限 ・滞納管理システムで設定した納付書発行にかかる指定期限 ・滞納管理システムで変更した延滞金 ・納付書発行情報 ・仮消込情報 ・納付済通知書を一意に特定する番号 ・分割納付計画情報	実装必須機能	令和８年４月１日
0150327	4.2.1.	2		滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 ＜収納管理システムに連携する情報＞ ・分割納付を口座振替で実施するための情報	標準オプション機能	
0150309	4.2.2.		課税資産情報の参照	課税システム、または収納管理システムから、課税資産情報を参照できること。	標準オプション機能	
0150315	4.2.3.	1	他の標準準拠システムへの連携	庁内データ連携機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）に従うこととする。	実装必須機能	令和８年４月１日
0150316	4.2.3.	2	独自施策システム等への連携	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能	
0150361	4.2.4.		国税連携システムとの連携	国税局及び税務署から照会があった滞納情報に対する照会情報を取り込めること。	実装必須機能	令和９年５月１日
0150362	4.2.5.			国税局及び税務署から照会があった滞納情報に対する照会情報に対する回答をＣＳＶ形式で出力できること。	実装必須機能	令和９年５月１日
0150363	4.2.7.			国税局及び税務署に対して照会する滞納情報に対する照会情報をＣＳＶ形式で出力できること。	実装必須機能	令和９年５月１日
0150364	4.2.8.			国税局及び税務署から回答があった滞納情報を取り込めること。	実装必須機能	令和９年５月１日
0150368	4.2.9.			国税局及び税務署から照会があった滞納情報の照会情報を、税務システムからＨＵＬＦＴ連携機能（※）を利用して直接取り込めること。 ※国税連携システムが提供する「ＨＵＬＦＴを利用した他サーバ連携機能」	標準オプション機能	
0150369	4.2.10.			国税局及び税務署から照会があった滞納情報の回答を、税務システムからＨＵＬＦＴ連携機能（※）を利用して直接登録できること。 ※国税連携システムが提供する「ＨＵＬＦＴを利用した他サーバ連携機能」	標準オプション機能	
0150370	4.2.11.			国税局及び税務署に対して照会する滞納情報の照会情報を、税務システムからＨＵＬＦＴ連携機能（※）を利用して直接登録できること。 ※国税連携システムが提供する「ＨＵＬＦＴを利用した他サーバ連携機能」	標準オプション機能	
0150371	4.2.12.			国税局及び税務署から回答があった滞納情報を、税務システムからＨＵＬＦＴ連携機能（※）を利用して直接取り込めること。 ※国税連携システムが提供する「ＨＵＬＦＴを利用した他サーバ連携機能」	標準オプション機能	
0150372	4.2.13.		地方税外部連携システムとの連携	ｅＬＴＡＸを通じて、他自治体から照会があった滞納情報に対する照会情報を取り込めること。	実装必須機能	令和９年９月１日
0150373	4.2.14.			ｅＬＴＡＸを通じて、他自治体から照会があった滞納情報の照会情報を、地方税共同機構が提供するｗｅｂ－ＡＰＩによりシステム的に「照会データ」を取り込めること。	標準オプション機能	
0150374	4.2.15.			ｅＬＴＡＸを通じて、他自治体から照会があった滞納情報の照会情報に対する回答をＣＳＶ形式で出力できること。	実装必須機能	令和９年９月１日